

特別顧問、名誉個人会員及び会友に関する内規

一般社団法人日本粉体工業技術協会

1. 総 則

本会に正会員及び賛助会員の他、特別顧問、名誉個人会員及び会友をおく。

2. 資 格

- (1) 本会の運営及び会長の特別諮問に答えるために、顧問とは別に、特別顧問を理事会の議決を得て、設けることができる。ただし、特別顧問は原則として当協会の顧問経験者とする。
- (2) 正会員（個人会員）であって協会を退会した者は、本人の承諾と理事会の議決を得て、名誉個人会員とする。
- (3) 正会員（法人会員又は団体会員）又は賛助会員の法人又は団体を退職した者で、協会内役職（役員、委員、コーディネータ、幹事、マネージャー等）の経験者及びこれに準ずる者は、本人の申し出及び推薦により理事会の議決を得て、会友とする。
- (4) 名誉個人会員及び会友への資格審査は、会長からの委嘱を受けた推薦審査委員会が、個人会員候補者の入会審査と併せて行う。
- (5) 特別顧問、名誉個人会員及び会友は本人の申し出、又は理事会の議決によりその資格を失う。

3. 会 費

特別顧問、名誉個人会員及び会友については会費を徴収しない。

4. 名 簿

特別顧問、名誉個人会員及び会友の名簿は、会員名簿作成時に本部事務局で各人に確認し、会員名簿に記載し送付する。

5. 行事その他

- (1) 特別顧問には会誌ならびに総会、定例会合の案内を送付すると共に、会長は必要に応じ本会の運営につき報告し、意見を伺うことができる。なお、特別顧問の参加費と旅費は「顧問及び参与に関する内規」に準ずる。
- (2) 名誉個人会員及び会友には会誌ならびに総会、定例会合及び該当地域の技術情報交流懇話会の案内を送付する。但し、本人からの申し出がある場合は送付しない。
- (3) 名誉個人会員及び会友には、総会及び定例会合への参加を勧誘する。但し、旅費は支給しない。
- (4) 名誉個人会員及び会友の技術情報交流懇話会への参加費は、法人会員の参加費の半額とする。なお、旅費は支給しない。
- (5) 名誉個人会員及び会友は、分科会の世話人となることはできないが、参加登録を行っている分科会からの案内により参加することができる。ただし、参加費と旅費は自己負担とする。
- (6) 名誉個人会員及び会友が、特例として引続き委員もしくは分科会の幹事を継続し、該当委員会及び分科会に参加した場合、「国内出張旅費規程(2)」により旅費を支給することができる。なお、地域内の技術情報交流懇話会に限り「国内出張旅費規程(2)」により出張手当のみ支給することができ、かつ、参加費は無料とする。
- (7) 名誉個人会員及び会友で顧問・参与経験者は、技術情報交流懇話会、総会及び定例会合に

参加した場合は「国内出張旅費規程(2)」により、交通費のみ支給することができる(宿泊費及び出張手当は支給しない)。かつ、技術情報交流懇話会への参加費は無料とする。

6. 郵便物等の処理について

前項(2)～(6)項に係わる、名誉個人会員及び会友への郵送サービスは、本人の年齢が80歳到達の期末をもって停止する。但し本人が申し出た場合はその限りではない。

(付 則)

- (1) この内規の改定は、理事会の承認を得た日から発効する。
- (2) この内規の発効により、「参与及び会友に関する内規」は廃止する。

(付 記)

平成 2年	4月 1日	制定 (理事会了承)
平成 8年	9月19日	改定 (理事会承認)
平成 9年	9月18日	一部改定 (理事会承認)
平成11年	3月18日	一部修正 (理事会承認)
平成12年	3月23日	一部改定 (理事会承認)
平成15年	3月19日	一部改定 (理事会承認)
平成20年	5月 8日	一部改定 (理事会承認)
平成21年	3月19日	一部改定 (理事会承認)
平成22年	3月18日	一部改定 (理事会承認)
平成23年	5月12日	一部改定 (理事会承認)
平成24年	3月16日	一部改定 (理事会承認)
平成27年	5月14日	一部改定 (理事会承認)
平成29年	5月11日	一部改定 (理事会承認)
平成30年	3月14日	一部改定 (理事会承認)